

徳島県告示第三百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年八月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

株式会社 quatroro	同 松茂町中喜来字群恵一八三番地一	ヘルパーステーション然	徳島市南矢三町一丁目三五	同	同 六月十四日	同
森介護事業所株式会社	板野郡藍住町矢上字原七八番地五	マー介護事業所	○板野郡藍住町矢上字原一九番地一	同	同 三十一日	同 三十日
四国日の出商事株式会社	徳島市国府町南岩延字西野八九五番地一五	日の出ケアセンター	徳島市国府町南岩延字西野八九五番地一五	訪問介護	令和五年五月十七日	令和五年六月十七日
指定居宅サービス事業者	所在地	指定居宅サービス事業を行う事業所	所在地	種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日